

就職支援ガイドブック

— 長期療養者とともに就職をめざす —



令和2年3月



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等により、がんは、「長くつきあう病気」に変わりつつあり、働きながら通院している方も少なくありません。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成25年度より、がん患者をはじめ、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら再就職を希望する方(以下「長期療養者」という。)への就職支援(以下「長期療養者就職支援事業」という。)を実施しており、連携先のがん診療連携拠点病院等の数は、令和元年9月末現在で193機関まで広がっています。

その一方で、就職支援の現場からは、長期療養者に対する就職支援は難しいのではないか、専門的な知識がないとできないのではないかとの声も聞かれます。そこで、厚生労働省では、主にハローワーク職員や就職支援ナビゲーター(長期療養者担当)を対象として、長期療養者の就職支援に当たって必要となる基本的なスキルや知識をまとめた「就職支援ガイドブックー長期療養者とともに就職をめざすー」を作成しました。

本誌は、長期療養者の中でもがん患者に焦点を当て作成しております。また、経験豊富な就職支援ナビゲーターや医療機関のがん専門相談員(P8参照)をはじめとした医療機関の方々にヒアリングした結果を踏まえ、支援に関するノウハウをとりまとめています。読者の皆さんが置かれている状況に応じて、活用していただければ幸いです。

最後に、本誌の作成に当たりヒアリング調査にご協力いただいた皆様に、深くお礼申し上げます。

(このガイドブックは、厚生労働省の委託を受け、有限責任監査法人トーマツが作成しています。)

【目 次】

はじめに	1
第1章 長期療養者を取り巻く状況	3
(1)がんと仕事について	3
(2)がんの治療と仕事について	4
コラム：長期療養と社会保険	5
(3)医療機関について	6
(4)がん対策における就職支援の重要性	7
(5)がん患者の就職支援に関わる支援者・支援機関	8
第2章 就職支援に当たっての基本	9
第3章 就職支援のノウハウ	11
(1)総論	11
コラム：連携先の医療機関との情報共有について	12
コラム：支援者自身のケアの重要性	12
コラム：事業所に配慮を求める事項の例	14
(2)ケースでみるポイント	15
コラム：AYA世代	20
コラム：支援対象者の声	22
コラム：連携して支援を行う中で培われる経験	25
おわりに	26

第1章 長期療養者を取り巻く状況

(1) がんと仕事について

●がんは、すべての人にとって身近な病気です。

≫日本人は、一生のうちに、2人に1人は何らかのがんにかかるといわれています。

●がん患者の約3人に1人は、労働力の中核となる20代～60代で罹患しており、その年代では女性の方が多い状況にあります。

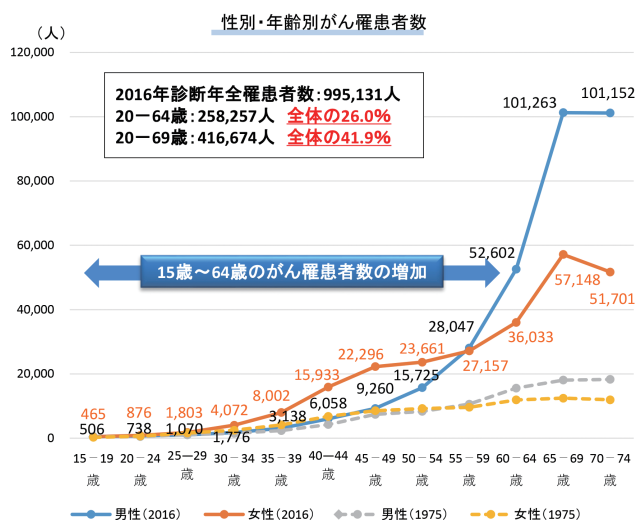
●悪性新生物の治療のため仕事を持ちながら通院している者は36.5万人(「平成28年国民生活基礎調査」より)です。

≫平成22年同調査と比較して、その数は約4万人増加しています。

≫特に、男性は70歳以上が約1.2倍、女性は60代が約1.4倍、70代以上が約2.4倍と増加率が高くなっています。

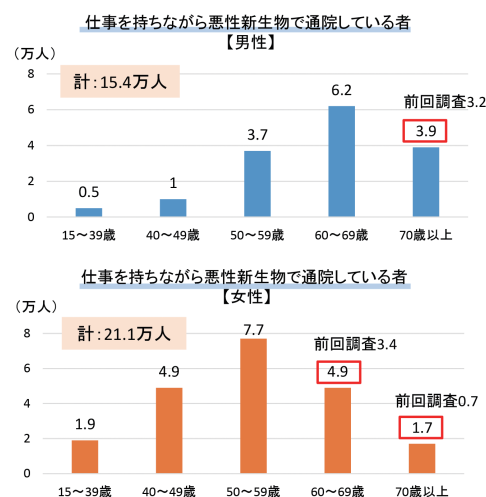
■がん罹患患者数と仕事を持ちながら通院している者の推移

- がん患者の約3人に1人は20代～60代で罹患している。
- 悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は**36.5万人**で、平成22年同調査と比較して、約4万人増加した。特に、男性は70歳以上が約1.2倍、女性は60代が約1.4倍、70代以上が約2.4倍と増加率が高い。



注: 1) 2016年は「全国がん登録」に基づくデータ。
2) * 性別不詳があるため男女の合計が総数と一致しない。

出典: 「平成28年 全国がん登録罹患数・率報告」(令和元年10月1日発行)
編集: 国立がん研究センターがん対策情報センター/発行: 厚生労働省健康局がん・疾病対策課



注: 1) 入院者は含まない。2) 総数には、仕事の有無不詳を含む。3) 「仕事あり」とは、調査の前月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。なお、無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とする。4) 熊本県を除いたものである。

資料: 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

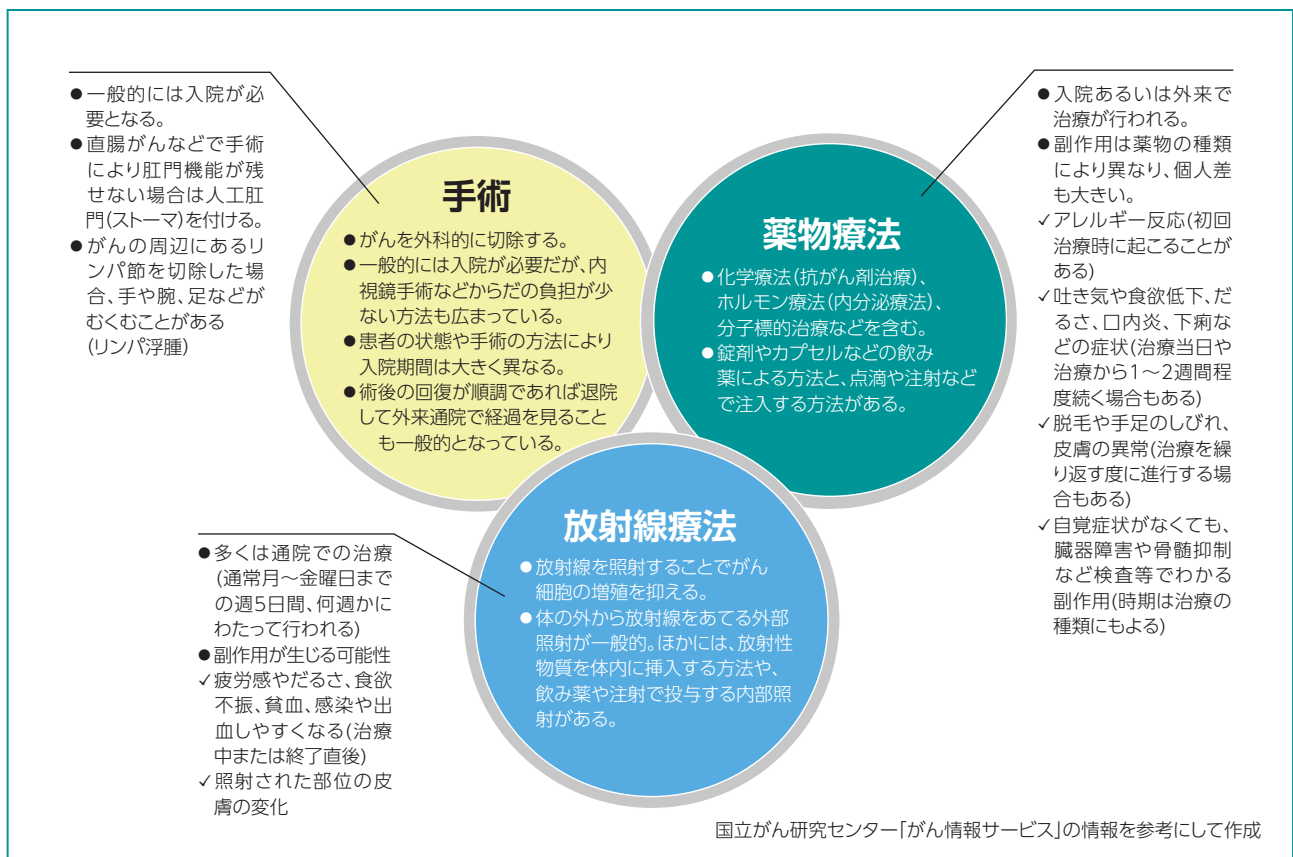
(2)がんの治療と仕事について

- がんの治療は、主に、「手術」、「薬物療法」、「放射線治療」をそれぞれ単独で、あるいはいくつかを組み合わせた方法で行われます。

≫治療の方法は、がんの種類や進行の程度などから最も効果が期待され、体への負担を考慮した治療を選択することになります。年齢や体調、がん以外の病気、生活スタイルなどを総合的に考えて、患者が担当医などと相談しながら決めていきます。

≫治療と仕事を両立するために、治療による副作用等へ配慮した、これまでと異なる働き方や、キャリアチェンジが必要となることもあります。

■がんの治療と仕事に与える影響の例



長期療養と社会保険

長期療養者に対する就職支援の場では、傷病手当金(健康保険法第99条)や雇用保険(基本手当)など、社会保険制度に関する相談を持ちかけられることもあります。例えば、休職中で傷病手当金(健康保険法第99条)の申請手続きが取られていないといった相談です。そのような相談があった場合には、制度についての基本的な情報提供を行いつつ、各種制度の担当部門につなげましょう。

<雇用保険について>

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html



<傷病手当金(健康保険法第99条)について>

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3170/sbb31710/1950-271/>



<高額療養費制度について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougak_iryoku/index.html



(3) 医療機関について

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、全国にがん診療連携拠点病院等の指定を受けた医療機関があります。

≫これらの医療機関においては、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等が行われています。

■がん診療連携拠点病院等

がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、がん患者・家族・地域の住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院です。令和元年7月1日現在で393箇所(都道府県がん診療連携拠点病院51箇所、地域がん診療連携拠点病院(高度型)14箇所、地域がん診療連携拠点病院325箇所、特定領域がん診療連携拠点病院1箇所、国立がん研究センター2箇所)が指定されています。

地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院がない地域(2次医療圏)に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院です。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、がん診療連携拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。令和元年7月1日現在で、43箇所が指定されています。

参考:がん診療連携拠点病院等の一覧表(令和元年7月1日現在)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000536299.pdf>



- 全国のがん診療連携拠点病院等には、がんの相談窓口として、がん相談支援センターが設置されています。

≫がん相談支援センターでは、その病院にかかっている患者や家族はもちろんのこと、他の病院にかかっている患者やその家族あるいは地域の方々に対しても、がんに関する情報提供や、相談を行っています。

≫がん相談支援センターには、がん専門相談員としての研修を受けたスタッフがおり、信頼できる情報に基づいて、がんの治療や療養生活全般の質問や相談に対応しています。病院によっては、相談の内容に応じて、専門医やがん詳しい看護師(認定看護師、専門看護師)、薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えているところもあります。

- 長期療養者就職支援事業において医療機関と連携する場合には、がん相談支援センターのがん専門相談員が主な窓口となり、協働して就職支援を行っていくことになります。

(4) がん対策における就職支援の重要性

- 現在の我が国のがん対策は、少なくとも6年に一度策定されるがん対策推進基本計画に沿って行われており、現在は、「第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)」に基づきさまざまな対策が進められています。
- 今期の計画では、「国は、就職支援において、(がん診療連携)拠点病院等と安定所との連携を推進する事業について、各地域の実情を踏まえながら事業の拡充を図る」とされており、長期療養者就職支援事業は、国のがん対策(サバイバーシップ支援)において、重要な事業の一つであるといえます。

(5) がん患者の就職支援に関わる支援者・支援機関

相談の場には、これまでの仕事を休職して療養する方、元の職場への復職を希望する方、別の職場に再就職を希望する方などさまざまな方がいるため、がん専門相談員、両立支援コーディネーター、社会保険労務士といった専門家や産業保健総合支援センターと連携して支援を進めることが重要です。

■さまざまな支援者・支援機関

がん専門相談員

がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターには、療養生活における相談のエキスパートであるがん専門相談員(看護師や医療ソーシャルワーカー(以下「MSW」という。)など)がおり、がん患者や家族等から、病気や治療、生活に関するさまざまな相談に応じています。長期療養者就職支援事業において、ハローワークががん診療連携拠点病院等と連携して就職支援を行う場合、多くはこのがん専門相談員と密に連携し、情報共有を行いながら実施していくことになります。

両立支援コーディネーター

両立支援コーディネーター(養成研修を受けた企業の人事労務担当者、産業保健スタッフ、社会保険労務士、医療機関の医療従事者等)は、労働者に寄り添いながら、企業、医療機関等との連携をサポートする役割を担います。企業、医療機関、産業保健総合支援センター等、さまざまな機関に配置され支援を行っています。なお、両立支援コーディネーターは、労働者の代理で企業との交渉を行うものではありません。

社会保険労務士

医療機関の中には、国や都道府県独自の事業等を活用して、社会保険労務士による相談を定期的に行っているところもあります。社会保険労務士(以下「社労士」という。)は労働問題や社会保険の専門家であり、休職した場合に一定の要件を満たすと支給される「傷病手当金(P5コラム参照)」をはじめとした社会保険制度(障害年金・健康保険の切替等を含む。)についての相談に応じたり、治療を続けながら元の職場に復職して働き続けるための両立支援に関する相談に応じたりします。なお、医療機関においては、労働者本人への助言が主となります。また、医療機関の中で相談を行っている社労士については、労働者本人への助言が主となり、個別の手続き代行や勤務先への同行などは請け負わないことがほとんどです。

産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターは、在籍中の方の職場復帰(復職)に向けて、あるいは病気治療中の方が勤務時間の短縮や時差出勤、仕事の変更等の配慮を希望するときに、事業所に申し出る手続きの相談に応じたり、事業所に同行して職場復帰等の話し合いに同席し、患者(労働者)と事業所の両者の調整・助言をしています。

第2章 就職支援に当たっての基本

ここでは、長期療養者に対する就職支援を行う上で意識しておく点と良い点を紹介します。

① 長期療養者の就職支援は一般の就職支援と基本的に同じ

長期療養者の就職支援を行うことは、何か特別な知識・スキルが必要と感じるかもしれませんが、しかし、就職支援で求められるスキルやマインドは、一般の就職支援と変わりません。すなわち、支援対象者の希望内容をしっかりと聴き取り、適性や能力、就職活動上の課題を把握しながら相談することで、職業選択や能力開発(職業訓練)等、就職活動を容易に行えるよう支援することです。その中でも特に、次の2点を意識するとよいでしょう。

● 支援対象者の話を聴き、寄り添うこと

長期療養者という特別な存在ではなく、就職を求める一人の支援対象者として真摯に向き合い、尊重し、理解しようと努力することが大切です。支援対象者のことをよく知り、一緒に考えながら課題や目標を整理していきましょう。

● 支援者自身が諦めないこと

治療の経過の中で支援対象者の心も揺れ動きます。支援対象者が就職を望む限り、「絶対に就職してもらおう」という強い気持ちを持ち続けることが大切です。支援者のその気持ち・姿勢が、支援対象者を勇気づけることにつながります。

② 長期療養者の就職支援を行うに当たって持つと良い心構え

就職支援を行う中で、心構えとして次の2点を意識しておきます。

● 一つ一つの相談に新たな気持ちで臨むこと

例え同じ疾患であっても、治療内容や支援対象者が抱える課題は異なるものです。「この疾患にはこの方法」とあらかじめ決めつけることなく、支援対象者一人ひとり、新たな気持ちで支援に入ることが大切です。

● 支援対象者のニーズは就職であることをいつも忘れないこと

支援対象者の抱える課題は多岐にわたり、それぞれの課題に応じて多様な機関・制度により支援が行われますが、その中で、私たちに求められているのは「就職支援」です。支援対象者に寄り添いながら、個々人のニーズに応じて、必要となる能力開発(職業訓練)、求人の提案、応募勧奨、紹介等の就職に向けた支援を行うことが求められていることを常に意識しておきましょう。

③ より効果的な就職支援を行うためのポイント

長期療養者に対する就職支援の専門性を高めるには、次の4点を意識して取り組んでいくとよいでしょう。

● 病気や病気が暮らしに与える影響についての知識を備えること

病気や治療といった医学的な側面の基礎知識のみならず、がん患者がどのような生活をしているのか、どのような気持ちの状態であるのかといったことについて、支援対象者やがん専門相談員からお話を聞くことなどを通じて知識を蓄積していくとよいでしょう。

● 相談先を持つこと

私たちは医療の専門家ではありません。就職支援を行う中で、医学的な側面で不明点が生じた場合に問い合わせできる先(専門家や機関)を持っておくようにしましょう。また、わからないことやあいまいなことは、臆することなく問い合わせするという姿勢も大切です。

● 支援者同士の結びつきを強固にすること

連携して支援を行う医療機関がある場合は、日常的に密に情報を共有し合い、支援者同士で信頼関係を構築し、支援しやすい体制を整えるようにしましょう。

● 長期療養者の就労に理解のある事業所についてアンテナを張ること

よりよいマッチングを行うために、日頃の業務を通じて、長期療養者に理解のある事業所についてアンテナを張っておきましょう。

第3章 就職支援のノウハウ

(1) 総論

1) 支援対象者の状況をよく理解するためのポイント

- まずは支援対象者を就職につなげるために必要な情報として、①就労が可能かどうか(主治医から就労可と言われているか)、②就職を急いでいるかどうか、③就職にかかるニーズ(希望する労働条件等)はどのようなものか、④支援対象者のこれまでのキャリアやスキルはどのようなものかを確認しましょう。

➤支援対象者がハローワークと連携して支援を行っている医療機関に通っており、支援対象者本人から情報共有に関する同意書を得ている場合には、支援対象者の治療の状況や現在の体調、就労に関する主治医の判断など、医学的な側面について連携先のMSWや看護師などの担当者から情報を提供してもらい、正確で新しい情報を把握します。

➤医療機関からの情報収集が難しい場合は、支援対象者本人から可能な範囲で聞き取ることとなりますが、私たちは医療の専門家ではありませんので、あくまでも働く上で必要な範囲で配慮事項等を聞くことになります。

- 支援対象者が自身の病気をどう受け止めてどう理解しているかに心を配りましょう。

➤支援対象者の思い描く病気との付き合い方と、働き方との間にギャップがある場合(例えば、十分な休養が必要であると主治医が判断しているにもかかわらず、フルタイムを希望している場合など)は、どのようにしてその折り合いをつけることができるかを検討します。

- 支援対象者の状況をより理解するために、支援の中で確認すべき項目をおおよそ決めておきましょう。

➤例えば、現在の就労状況や、労働時間の制限、働く上での体力面の制限等の就労する上での配慮事項、治療の状況などについて、チェック項目を作っておき、確認すべき事項の漏れがないよう工夫することも考えられます。

2)支援対象者に合わせた支援方針や支援方法

●支援対象者のニーズに合わせて、支援のスピードや方法を柔軟に変えましょう。

≫支援開始当初から具体的な求人の検討に入る場合もあれば、長期的な支援を前提にして支援対象者の話をじっくり聞いたり、支援対象者が自分自身の今後について理解を深める期間を長くとったりする場合があります。治療等を通じた支援対象者の状況を常に尊重しながら、支援のスピードや方法を柔軟に変えていくことが大切です。

コラム

連携先の医療機関との情報共有について

医療機関の担当者と情報を共有する方法は、日常的な電話や、出張相談のタイミングで口頭でのやりとり、定期的なミーティングの実施などが考えられます。また、相談内容の記録については、病院内の電子カルテや記録様式に入力する、ハローワークにおいて作成した記録や報告書を医療機関に提供するといったやり方が考えられます。

より良い情報共有を行うためのポイントは、医療機関と日頃からよい関係を作ることにあります。日常的に連絡を取り合う、予約が入っていない時でもがん相談支援センターに訪問し支援対象者の近況を報告する、支援対象者が就職した場合はその結果を報告する、医療機関で行われる勉強会やセミナー等のイベントに積極的に参加する、医療機関あるいはハローワークの見学会を行うなど、緊密な関係構築のための工夫を取り入れてみるとよいでしょう。

コラム

支援者自身のケアの重要性

長期療養者の就職支援を行う中で、残念ながら、支援対象者の病状が悪くなったり、亡くなったりすることがあるかもしれません。その時に支援者自身がショックを受け、辛く悲しい気持ちになることは自然なことです。少し気持ちが疲れたなと感じたら、無理をせず、自分自身のケアをするという考えを頭の中に置いておいてください。気分転換をするのもよいかもしれませんし、連携して支援を行うチームメンバーで、その支援対象者のことを話し合ってみるのもよいかもしれません。支援対象者から寄せられた、「就職できてよかった」「就職支援をしてもらえてよかった」といった言葉を思い起こすのもよいかもしれません。

3)病名の開示について

- 就職に当たって、病名を事業所に開示するかどうかについては、支援対象者の意向を必ず確認しましょう。

≫初回面談で病名の開示についての意向を確認した場合でも、治療状況や求人内容によって支援対象者の気持ちが変わることもあります。このため、求人者に連絡する際や職業紹介をする際など必要な都度、病名の開示についての意向を確認することが重要です。

- どこまで開示するかについても、支援対象者と確認しておきましょう。

≫事業所に配慮を求める事項だけを伝え、病名は開示しないという伝達方法もあります。

≫「人事と現場の管理者までは開示して、職場の同僚までは開示しない」といった方法もあります。

<参考>

病名を開示するかどうかについて支援対象者の意向を確認する際には、開示することのメリットやデメリットを説明すると、支援対象者が決める際の参考になります。

【開示することのメリットの例】

- 急に通院しなければならなくなったり、体調が悪くなったりした時に、配慮してもらいやすい環境を整えてもらうことができる。
- 病気に関して具体的で細やかな配慮を求めることができる。
- 病気のことを理解した上で採用されるため、安心して働くことができる。

【開示することのデメリットの例】

- 企業によっては、病気のことを不安視する場合がある。
- 病気について、周りから色々と聞かれたり話題にされたりする可能性がある。

また、他の支援対象者が病名の開示についてどのように考え、判断したかを情報提供すると、支援対象者が開示の有無を決める際の参考になります。なお、他の支援対象者の情報を提供する際は、個人が特定されないよう十分に注意して、「例えばこういう理由で開示する人もいれば、こういう理由で開示しない人もいる」といった具合に、いくつかの事例を提供するとよいでしょう。

4)事業所への伝達について

- 事業所に対して病名のことを伝えたり、配慮を求める事項を伝えたりする時には、誰が、いつ、どこまで伝えるかを検討しましょう。

- ≫「**誰が**」:支援対象者の了解のもと、職員や就職支援ナビゲーターといった支援者から伝えるという方法もありますし、支援対象者自らが伝えるという方法もあります。
- ≫「**いつ**」:応募を検討する段階や職業紹介の際に事業所に伝える場合もありますし、選考がさらに進んでから事業所に対して伝える場合もあります。また、事業所に対して、支援対象者の能力や職業経験などアピールできる点を説明した後に病名や配慮事項を伝える場合もあれば、病名や配慮事項を伝えてから、支援対象者の長所等を説明する場合もあります。
- ≫「**どこまで**」:労働環境や就労条件が療養生活との両立しやすいものであれば、病気のことや配慮事項を伝える必要がない場合もあります。

コラム

事業所に配慮を求める事項の例

一部ではありますが、事業所に配慮を求める事項の例を紹介します。

- 定期的に通院をしていたり、先々に治療が予定されていたりする場合
 - ≫通院や治療にあわせて休暇を取得できるようにする。
 - ≫治療スケジュール等の予定が決まっている場合には予め事業所に伝え、業務のスケジュールやシフト等の調整をお願いする。
- 治療の予定が決まっている場合
 - ≫就労後も治療等の予定が決まっている場合には、そのスケジュールを予め伝えておくとともに、治療により体調が変化する可能性があることを伝えておく。
- 治療により免疫力が低下している場合
 - ≫人の多い職場や不特定多数の人と会う職場への配置を避ける、マスク着用での業務を許可してもらう。
- 治療でリンパ節を切除した場合
 - ≫リンパ浮腫になり手がむくんだり、両腕が上げられなかったり、足がむくんで長時間立てなかったりする場合があるので、重い物を持つことや、長時間の立ち仕事はできるだけ避けるようお願いする。
- 抗がん剤治療で髪が抜ける場合
 - ≫仕事中に帽子をかぶったりバンダナをまいたりすることについて、理解を求める。
- 治療の関係で排尿・排便の回数が多い場合
 - ≫自由にトイレを利用できる環境への配置等を求める。

(2) ケースでみるポイント

ここからは、架空のケースを題材にして、就職支援におけるポイントを説明します。

ケース1

前職(仕事内容)にこだわりのある支援対象者

【就職支援までの経緯】

Aさんは30代の女性で介護職に従事。1年前に乳がんと診断され手術を受けた。手術の際にリンパ節を切除したため、両腕が上げにくくなっている。手術後は抗がん剤治療、放射線治療を行っており、現在は数カ月1度ホルモン療法を受けている。

Aさんが雇用保険(基本手当)の手続きのためにハローワークに来所し、職業相談部門に誘導されたことから支援が始まった。Aさんは休職していた仕事を辞めた直後であり、すぐにでも次の仕事を探したいとのこと。Aさんは「できることなら同じ仕事がしたいが、体調のこともあり難しいのは分かっている」と話していた。

【就職支援のながれ】

- 初回の相談では、通院している病院、これまでの治療、現在の状況、主治医から就労許可は出ているか、就労する上で気を付けるように言われていることはあるかなどについて詳しく聞いた。^①病名や配慮事項の開示について意向を確認したところ、「気を遣われすぎるのも嫌なので、あまり気が進まない」とのこと。
- 介護職はとてもやりがいがあったが、手術の影響で両手が上げにくくなったり重い物を持つことができなくなり、続けていくことが難しくなったため退職したとのこと。
- 身体^②の状況から前と同じ介護の仕事はできないことは分かっているが、介護の仕事^③を諦めきれないとの話も聞いた。このため、Aさんの気持ちに寄り添いつつ、パソコンスキル取得のための職業訓練を受講してはどうかと提案した。^④
- 2回目以降の相談では、Aさんの希望する介護の求人^④も織り交ぜつつ、他の業種の求人^④も提供した。
- その後、Aさんは職業訓練を受講することになった。その間も、定期的に電話で連絡を入れ、求人情報を提供した。^⑤
- 職業訓練を経てスキルアップしたAさんに対して、事務職の求人を何件か紹介したところ、採用となった。なお、応募する前に事前に事業所に問い合わせたところ、いずれも事務職のため基本的にはデスクワークで重い物を持つことはないとのこと。
- 職業紹介に当たっては、Aさんの意向もあり病名は事業所に伝えなかったが、就職支援ナビゲーターから、数カ月1度、通院のために休暇を取得したい旨を予め事業所に伝えて了解を得ていた。^⑥



支援におけるポイント

- ①管内にハローワークと連携している医療機関がある場合、支援対象者が通院している病院が連携先の医療機関であるかを確認しましょう。連携先の医療機関である場合は、ご本人の同意を得た上で、医療機関側の日頃連絡している担当者に連絡し、より詳細な情報を確認しておくといよいでしょう。連携先の医療機関とは別の医療機関に通っている場合は、支援対象者から詳しく話を聞きつつ、今後の治療や就労可能な範囲(時間、場所、仕事の種類など)について不明なことがあれば主治医等に聞いてくるように伝え、できるだけ職業相談に役立つ情報を収集するとよいでしょう。
- ②病気がきっかけとなり、キャリアチェンジする必要に迫られる時、そのことを受け止めることは容易なことではありません。支援対象者の前の仕事を諦めきれないという気持ちに寄り添い、本人が納得できるまで相談することが重要です。
- ③手術や治療からまだ日が経っておらず本格的な就労までに助走期間が必要な場合や、これまでとは別の業種・職種の就職を目指す場合には、職業訓練を受講することも選択肢の一つとなります。職業訓練を通して新たなスキルを身につけることは、支援対象者の自信にもつながっていきます。
- ④支援対象者が気持ちの折り合いをうまくつけられるように、本人の希望する業種(職種)と一緒に、さまざまな業種(職種)の求人票を提示していくといよいでしょう。求人情報を比較検討しながら、支援対象者の望む条件や支援対象者の気持ちが整理されていくことが考えられるためです。
- ⑤職業訓練の受講や入院などで、対面での相談の期間がしばらく空く場合には、電話等で連絡をとり、関係が途切れないように工夫することも重要です。
- ⑥病名は必ずしも事業所に伝えなければならないということではなく、配慮を求める事項のみを伝えといった方法もあります。支援対象者の意向を確認し、どこまで伝えるかを予め確認しておくといよいでしょう。

ケース2

前職(給与)にこだわりのある支援対象者

【就職支援までの経緯】

Bさんは50代の男性で建設関係の仕事に従事。1年前に大腸がんと診断され、手術を受けた。手術を受ける際に、治療に専念したいと仕事を退職している。その後、半年ほど抗がん剤治療を受けて、現在は体調が落ち着いている。

就職支援は、Bさんが定期的に診察に通う病院の出張相談に来訪したことから始まった。Bさんは、退職する前に従事していた仕事は体力が必要であるため、同じ仕事に復帰することは難しく、別の仕事に再就職したいと考えているとのこと。「家のローンや子供の学費のため、これまでと同程度の給与が必要だ」と話していた。

【就職支援のながれ】

- 初回の相談(出張相談)では、診断から治療、現在の状況など時系列でこれまでの経緯を聞いた。①その中で、現在は手術の影響で排便回数が多く、頻繁にトイレに行かなくてはならないとの話があった。
- これまで1つの会社に長く勤務しており、その中でいくつかの資格を取得したとのこと。また、前と同じようには働けないが、家のローンや子どもの学費が残っているため、これまでと同程度の給与が必要で、福利厚生もしっかりとした会社を希望するとのこと。さらに、月に2回の通院日に休暇が取れることを希望。中でも、給与に関してはどうしても譲れないとのこと。
- 2回目以降の相談では、ハローワークに場所を移し実施した。まずはBさんと一緒に条件を整理しながら求人を探したが、条件に合うものがなかなか見つからなかった。その後、Bさん自身が選んだ求人を何件か紹介したが、採用には至らなかった。②
- 求人を調べ続ける中で、Bさんの持つ資格があれば採用優遇となる別の業種の求人で、Bさんの希望する条件に近いものが見つかった。③ Bさんに聞いてみたところ、応募したいとのことであった。
- 病名の開示について確認したところ、Bさんは「開示して事業所の理解を得た上で安心して働きたい」とのこと。しかし、自分の口から病気について事業所に伝えづらいと感じていたため、就職支援ナビゲーターから伝えることにした。④
- 事業所に連絡をし、仕事の内容と働く環境(自由にトイレに行くことができるか等)について問い合わせ、また、面接の際に職場見学ができるように依頼した。⑤ 月に2回の通院のために休暇が取れるかどうか事前に確認したところ、事業所から調整可能との返事があった。⑥ Bさんの体調は落ち着いており、主治医から就労許可が出ていることも伝えた上で、病名について伝えた。⑦
- その後、Bさんは面接を受け、採用となった。



支援におけるポイント

- ①初回の相談では、支援対象者の治療の経過についてもしっかり聞いておくといよいでしょう。特に、仕事をする中で、職場の環境において配慮や工夫が必要となることがないかを確認しておくといよいでしょう。
- ②病気がきっかけとなり、今までと同じ仕事に就くのが難しいことは分かっているとはいえ、賃金などの労働条件を下げることは勇気がいることです。支援対象者の求める条件と求人者が求める条件をマッチングさせることが難しい場合、支援対象者自身で選んだ求人に応募してもらうのもよいでしょう。その中で現実的な条件を支援対象者が自身で探っていくことができる場合もあります。
- ③これまでのキャリアと別の分野(業種、職種)で求人を探すことで、支援対象者の希望に合った仕事が見つかることもあります。可能性を狭めずに、広く検討していきましょう。
- ④支援対象者の中には、病気について自分からは伝えづらいと感じる方もいます。その場合は、支援対象者の了解を得た上で、支援者から事業所に伝えるという工夫が考えられます。
- ⑤事業所に問い合わせる際には、仕事の内容や職場の環境について、詳しく確認しておくといよいでしょう。また、実際の職場を見なければ分からないこともあるため、職場見学を依頼するのもよいかもしれません。
- ⑥支援対象者が定期的に通院している場合、入社直後は有給休暇が取得できないこともあるため、通院のための有給休暇がとれるかあらかじめ事業所に聞いておきましょう。
- ⑦病気について開示する場合には、病気のことを切り出すタイミングにも工夫が必要です。病気のことから説明した場合、事業所に驚かれたり不安がられたりする場合があります。

ケース3

就労経験のない若年層の支援対象者

【就職支援までの経緯】

Cさんは20代の男性で就労経験はない。2年前、大学卒業間際に体調を崩し、その後、血液のがんと診断された。治療を受けながら大学を卒業したが、当時内定していた営業の仕事は断念した。

就職支援は、Cさんが通院している病院の出張相談からスタートした。Cさんは、内定していた仕事に就けなかったことをとても残念に思っており、「周りの同級生が皆社会人になっていて焦っている。自分も何か仕事を始めたい」と言っていた。

【就職支援のながれ】

- 初回の相談(出張相談)では、MSWが同席しながら診断の経緯やこれまでの治療、現在の状況等について聞いた後、大学時代に内定していた仕事についての話や、^①現在希望する業種や職種についても話を聞いた。
- 主治医からは、働く時には感染症に気を付ける必要があること、重い物を持つなど体力を使う仕事や、寒すぎるなどの厳しい労働環境での仕事は避けた方がよいと言われているとのこと。
- 今の気持ちを尋ねると、周りの友人が次々と社会人になる中、自分だけが取り残されているような気がして焦っているとのこと。^②
- 2回目以降の相談では、時間をかけて、Cさんが将来にわたってどのようなキャリアを積んでいきたいかを話し合うようにした。^③
- Cさんは学生時代と同じ営業の仕事を希望していたが、社会人としての経験はこれからで、どの仕事に適性があるかまだ分からないため、別の職種についても検討してみるのもよいのではないかと提案した。^④
- また、Cさんはフルタイムの就労を希望していたが、主治医からは、現在の体調のことを考えると難しいと言われていた。そこで、短時間勤務が可能で身体への負担が少ない事務関係の求人を探し、Cさんと検討を重ねた。
- Cさんは、事業所になぜ短時間勤務なのか、なぜ事務関係の仕事なのかと不思議がられることを心配しており、このため、病名のことを開示して応募したいとのこと。また、病名のこと、^⑤「自分の口から事業所に伝えたい」との希望があった。
- Cさんの希望に合った短時間勤務の事務関係の求人を見つけたため、事前に事業所に連絡をして、仕事の内容と働く環境について確認した。また、仕事中にマスクを着用してもよいかを確認したところ、可能という返事であった。念のため、^⑥MSWにも求人票を見てもらい、ここなら安心ということで応募し、採用に至った。
- 病名については、Cさんの口から、採用面接の段階で伝えた。



支援におけるポイント

- ①これまでに就労経験がない支援対象者の場合、これからどのような仕事に就きたいと考えているかをしっかりと聞きとるとよいでしょう。また、内定していた仕事などがある場合には、そのことについても話を聞いてみましょう。
- ②支援対象者が若年層の場合、周りと比較して自分だけが取り残されたような気持ちになるかもしれません。まずはその気持ちをしっかりと受け止めた上で、今はあまり焦らず、長期的な視点で仕事について考えていくことが、結局は近道になるということを伝えてみてもよいかもしれません。
- ③支援対象者が将来どのような分野でキャリアを積みたいのか、どのような人生を送りたいのか、といった長いスパンで、仕事について一緒に考えていくとよいでしょう。
- ④若年層の場合、これから自身のスキルや経験を積み重ねてキャリアを作っていく年代であるため、本人が希望する業種や職種以外の仕事も、積極的に提案していくとよいでしょう。その際、その業種や職種の特征も丁寧に伝えるようにして、支援対象者の仕事への理解を深め、選択肢を広げてもらえるようにしていきましょう。
- ⑤支援対象者自身で病気について事業所に伝える場合、採用面接の場で伝えるというのが方法の一つです。その場合、どのようなタイミングでどのような内容を伝えるのかを予め検討しておき、面接の練習を行うのもよいでしょう。なお、若年層に限ったことではありませんが、治療と仕事の両立に不安を感じる場合は、仕事の内容や労働条件などに問題はないか、連携先の医療機関の担当者や主治医に求人内容を確認してもらうのもよいでしょう。

コラム

AYA 世代

AYA(アヤ)世代とは、Adolescent & Young Adult(思春期・若年成人)のことをいい、定義はさまざまですが、広くは15歳から39歳のがん患者が当てはまります。

病気のために一度も就業経験がない人、就職後に診断され仕事を辞める人など、就労に関する状況も多様であるため、AYA世代を一括りにした就職支援の方法があるわけではありません。その人の就業経験や置かれている状況、ニーズに合わせた支援が必要となってきます。

ケース4

就労継続か転職かを悩んでいる支援対象者

【就職支援までの経緯】

Dさんは40代の女性で経理の仕事に従事。半年前に子宮がんを診断され、既に手術は終えており、現在は治療のために定期的に通院している。以前はフルタイムで働いていたが、現在は休職中。はじめは職場復帰に向けて病院の両立支援コーディネーター（社労士）に相談していたが、^①転職を希望するということで、出張相談に来ている就職支援ナビゲーターに誘導された。Dさんは、以前より両立支援コーディネーターに対して「職場に復帰したい気持ちもあるが気が進まない部分もある。転職も考えてみたい」と話していたため、就職支援ナビゲーターは、誘導される前の段階から、MSWから復職か転職かで迷っている方がいるという話を聞いていた。このため、Dさんの了解を得た上で、あらかじめ、MSWと両立支援コーディネーターと就職支援ナビゲーターの3者でケース会議を開き、Dさんの気持ちが転職に傾き始めた時に就職支援ナビゲーターに誘導するよう調整していた。

【就職支援のながれ】

- 初回の相談では、これまでの治療や現在の状況とともに、休職中の仕事や職場についても話を聞いた。体調面で無理なく働ける仕事であれば、継続するののも一つの選択肢であることを伝えたが、自分の病気のことを話題にされたくないため転職を希望するとのこと。次の仕事は、通院について理解があり、あまり体力的な負担を伴わない仕事を希望するとのこと。
- 2回目以降の相談では、すぐに働きたいということであったため、これまでのDさんの経歴を生かし、経理の仕事を中心に具体的な求人票を提示しながら、本人の希望に合うものに応募していった。
- 病名の開示についてDさんの意向を確認したところ、「子宮がんということは言いたくない」とのことであった。以前と同じ経理の仕事であれば体調面で無理をすることはないと分かっていたため、仕事の内容について事業所に配慮を求める事項は特になく、定期的な通院のために休暇を取得したいということのみ、就職支援ナビゲーターから伝えることにした。
- 求人が複数あったため、応募を検討する段階で事前に事業所に連絡し、定期的な通院のため休暇の取得は可能かを確認した。休暇の取得が可能と言われた求人に応募し、採用に至った。



支援におけるポイント

- ①治療中の支援対象者の中には、休職中の職場に復帰するか、退職して別の会社に転職するか、といった両方の可能性の間で悩んでいる方も少なくありません。その際に重要になるのが、休職中の職場に復帰するためのいわゆる「両立支援」と新しい職場に転職するための「就職支援」とを、切れ目なく支援対象者に提供していく体制をとっておくことです。
- ②支援対象者がハローワークと連携している医療機関に通院している場合には、医療機関の担当者（MSWなど）と密に情報共有を行い、両立支援コーディネーターがいる場合には、3者で会議を持ち、支援対象者の希望や状況について共有しておくとういでしょう。また、支援対象者が転職を希望する場合には、就職支援ナビゲーターにつないでもらえるよう調整しておくとういでしょう。
- ③病名のことは必ずしも開示せず、配慮を求める事項のみを伝えるという方法もあります。

コラム

支援対象者の声

支援対象者から就職支援ナビゲーターに寄せられた声をご紹介します。

- 治療する前までフルタイム勤務であったのでその就業形態しか考えていなかったが、面談するうちに『短時間勤務から始める方法もあるのだ』と考えが変わり、気持ちが楽になった。
- 久しぶりの求職活動だったので、体調面も考えながら相談やアドバイスをしてもらえて本当に嬉しかった。病気を持つ者として、病院内で相談できることがありがたかった。
- 就職活動の間ずっと同じ人が担当してくれたので、身体面でも精神面でも隠すことなく相談できた。病気で長期に休養した後の就職活動であったが不安もなく安心して活動ができた。
- 普段の会話から、自分自身に合った求人は何かを示してくれて、選択肢を広げてくれた。不安や悩みを親身に聞いてくれて感謝している。
- 自分では目にとまらない求人を紹介してもらい、選択の幅が広がると感じた。相談することで客観的に自分の考えをまとめることができた。
- 体調を考慮しながらできる仕事を探してくれたり、親身になって相談や助言をもらえたりして、大変感謝している。治療中であっても、長期的なビジョンでフォローしてくれるところがあるのはとても心強い存在。「働けるのだ」という希望を持ち続けることができた。
- 自宅に一人でいると悪いことばかり考えてしまう。不安な気持ちを受容してもらい、仕事の話をすることで気持ちが明るくなり、前向きになることができた。
- 4年間働き続けることで病気のことがあまり気にならなくなり病状も安定している。すべて仕事のおかげです。

ケース5

就労継続支援A型事業所を紹介した支援対象者

【就職支援までの経緯】

Eさんは30代の男性で病気になる前は営業の仕事に従事。3年前に脳腫瘍と診断され、手術と抗がん剤治療を受ける。手術後は右側の手足が不自由になり、短期記憶障害もあった。また、治療の過程でてんかんを発症した。手術後、治療に専念するために離職した。

就職支援は、Eさんが通院している病院の出張相談からスタートした。Eさんの将来を心配した両親が相談に同席し「息子は働くことができるようになるのだろうか」と話していた。Eさん自身も、「すぐにでも働きたい気持ちなのだが、働ける場所があるのか分からない」と不安を述べていた。

【就職支援のながれ】

- 初回の相談(出張相談)では、MSWが同席し、EさんやEさんの両親からこれまでの治療や現在の状況等について聞いた。Eさんはとても向上心があり、早く何かしらの仕事に就きたいとの希望であった。一方で、てんかん発作もあることから、これまでと同様に仕事ができないことについて不安を感じていた。
- Eさんの状況から、直ちに一般企業での就労は難しいと感じたことから、一般の求人^①も提案しつつ、まずは働くこと自体に慣れ、今後のステップアップを考える観点から、障害に配慮した支援が受けられる就労継続支援A型の事業所(以下「A型事業所」という)の求人を提案することもよいのではないかと考えた。
- 2回目の相談では、ハローワークの専門援助部門とも連携して、一般企業等での就労への移行実績があるA型事業所の求人を選んで、Eさんと両親に提案した。Eさんは、当初、「自分は障害者ではない」と抵抗があるようであったが、Eさんの不安に寄り添って相談を続けるとともに、A型事業所であればてんかん発作にも配慮があり、その事業所で訓練を受ければ一般企業等での就労への移行の可能性も高まることを伝えた結果、どのような仕事か見てみたいとのことであったため、いくつかの事業所に見学ができるよう調整した。
- A型事業所の求人に応募するために、MSWに依頼して、主治医からてんかんの症状の診断書を発行してもらった。^③
- Eさんは見学に行った事業所のうちの一つに興味を持ち、市町村の障害福祉窓口^④において利用申請を行い、体験利用を行った上で、就職が決まった。



支援におけるポイント

- ①A型事業所は一般企業等での就労が困難な65歳未満の方を対象にして、雇用契約を結んだ上で、就労機会を提供する障害福祉サービスです。現時点で一般企業等での就労が難しく、A型事業所への応募の要件を満たす場合には、一般企業等での就労に向けてステップアップすることを念頭において、A型事業所の求人を提案することも選択肢の一つです。
A型事業所の求人は、障害者手帳を取得していない場合でも、例えば、てんかんの症状があることについての医師の診断書があれば、応募が可能になります。なお、A型事業所の利用については、支援対象者が居住している市区町村の障害者福祉担当窓口において、障害福祉サービスの利用申請を行う必要があります。
- ②A型事業所の求人について支援対象者やその家族に説明すると、自分は障害者ではないと抵抗感を持つ方もいるかもしれません。その場合、一般の求人も提案しつつ、一般企業等での就労に向けてステップアップすることを念頭において提案している旨を説明し、A型事業所では病状に配慮して仕事を担当させてもらえることや体調に合わせて仕事の予定を組めること、病気のことをオープンにでき、モチベーションを高めるような支援も期待できること、一般企業等での就労への移行可能性が高まることなどを説明してもよいでしょう。
- ③A型事業所に応募する場合には、主治医からてんかんの症状に関する診断書を発行してもらえるよう調整しましょう。
- ④A型事業所について知らない人は少なくありません。応募を検討する前に、どのような所で、どのようなやり方で仕事をするのか、見学を行うこともよいでしょう。

連携して支援を行う中で培われる経験

長期療養者に対する就職支援に何年も従事している経験豊富な就職支援ナビゲーターに、支援を始めた頃のことを聞くと、医療機関とよい関係が作れるか不安だった、適切な支援がなにか分からなかった、医学的な知識が乏しく心配だったといった声が聞かれます。しかし、支援を積み重ねていく中で認識が変わったとも言っています。

そんな就職支援ナビゲーターの声を紹介します：

- MSWがカルテを見て情報を提供してくれたり医師に確認してくれたりするということが分かり安心した。
- 医療機関側の専門領域とハローワーク側の専門領域が明確になり、支援の役割分担がイメージできるようになった。
- 本当の意味で支援対象者の辛さが分からなくとも、分かろうとする姿勢が大切なのだと感じている。

また、医療機関の担当者から寄せられた声を紹介します：

- 病気のことを理解するのは医療関係者である私たちでも難しい。病状や治療で分からないことがあれば、遠慮なく医療機関に尋ねてもらえればと思う。
- 医療機関側は労働に関する知識が不足しているところがあるため、患者の事例を通して自分たちも勉強させてもらっている。
- 病院の相談室は、病院の中で最も柔軟に動ける部署。質問してはいけない、恥ずかしいなどとは思わずに、積極的に相談や情報共有をしてもらえるとありがたい。
- 就職支援ナビゲーターの支援を繰り返し見ることで関係性ができていくのではないだろうか。最初はMSW等の相談員も一緒に面談の場に入るとよいと思う。

おわりに

長期療養者の就職支援を担当する立場となった就職支援ナビゲーターやハローワーク職員の中には、がんなどの病気を抱える人の就職支援が自分にできるのか、何か特別なスキルが必要となるのではないかと不安に感じる方もいるかもしれません。しかし、本誌でも紹介したとおり、長期療養者の就職支援において基本となるのは一般の就職支援と同じスキルやマインドであり、既に皆さんが身につけているものです。あとは、必要となる知識・経験を徐々に蓄え、ハローワークと連携している医療機関をはじめとする関係機関・関係者とのつながりを作っていくようにしましょう。

本誌が、よりよい支援が広がることの一助となれば幸いです。

参考資料集

● 厚生労働省「長期療養者就職支援事業」

長期療養者就職支援事業に関する情報がまとめられたサイトです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065173.html>



● 国立がん研究センター「がん情報サービス」

国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターが運営するサイトです。がんの種類や治療等、がんに関するさまざまな情報が提供されています。

<https://ganjoho.jp/public/index.html>



● 厚生労働省「治療と仕事の両立について」

がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたガイドライン等が参照できるサイトです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



● 「治療と仕事の両立支援ナビ」

治療と仕事の両立支援について、支援者（人事労務担当、上司・同僚、産業保健スタッフ、経営者）等への的確な情報提供の基盤を整備することを目的としたサイトです。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/index.html>



【免責事項】

本冊子に掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む）について何ら責任を負うものではありません。なお、本冊子に掲載するケースは架空のものです。

発 行：令和2年3月